

臨時福祉給付金（経済対策分）のご案内

対象となる方は、申請期間内に申請してください

臨時福祉給付金（経済対策分）は、平成26年4月に実施した消費税率引き上げに伴う所得の少ない方への影響を緩和するために給付します。

対象 平成28年1月1日において本町に住民登録があり、平成28年度分の住民税が課税されていない方
※平成28年1月2日より後に本町へ転入された方は、平成28年1月1日時点で住民票のある市区町村が申請先となりますので、ご注意ください。

※ご自身を扶養している方が課税される場合、生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外

支給額 一人 15,000円 ※支給は1回です。 **申請期限** 8月22日（火）

申請方法 支給対象と思われる方へ、2月下旬に申請書等を送付しましたので、申請書に記入の上、申請内容確認書類を添えて、同封の返信用封筒で役場民生課へ返送してください。

給付金の受取方法 申請書に記載した金融機関の指定口座に入金されます。

申請に関する問合せ 役場 民生課 専用ダイヤル ☎(444)3381、3382
午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）

制度に関する問合せ 厚生労働省 専用ダイヤル ☎0570(037)192
午前9時～午後6時（土日・祝日含む）



◎「臨時福祉給付金（経済対策分）」を装う“振り込め詐欺”や
“個人情報・マイナンバーの詐取”にご注意ください!

還付金詐欺と
思われる
不審な電話に
注意!

職員を名乗り「医療費や保険税の還付金があります」などと話し、携帯電話の番号を聞き出そうとしたり、現金自動預払機（ATM）で振り込みをさせようとする事件が発生しています。

還付金の手続きのために、ATMの操作をお願いしたりすることは絶対にありません。

悪質な犯罪の被害に遭わないよう、くれぐれもご注意ください。

問合せ先 役場 保険医療課 内線170



特別児童扶養手当等の手当額について

平成29年4月から特別児童扶養手当および特別障害者手当等の手当額が改定されました。

特別児童扶養手当

区 分	平成29年3月分まで (1カ月あたりの額)	平成29年4月分から (1カ月あたりの額)
1級	51,500円	51,450円
2級	34,300円	34,270円

特別障害者手当等

区 分	平成29年3月分まで (1カ月あたりの額)	平成29年4月分から (1カ月あたりの額)
特別障害者手当	26,830円	26,810円
障害児福祉手当	14,600円	14,580円
経過的福祉手当	14,600円	14,580円

※愛知県特別障害者手当等(加算手当分)については変更ありません。

問合せ先 海部福祉相談センター地域福祉課 ☎0567(24)2134 役場 民生課 内線169・232